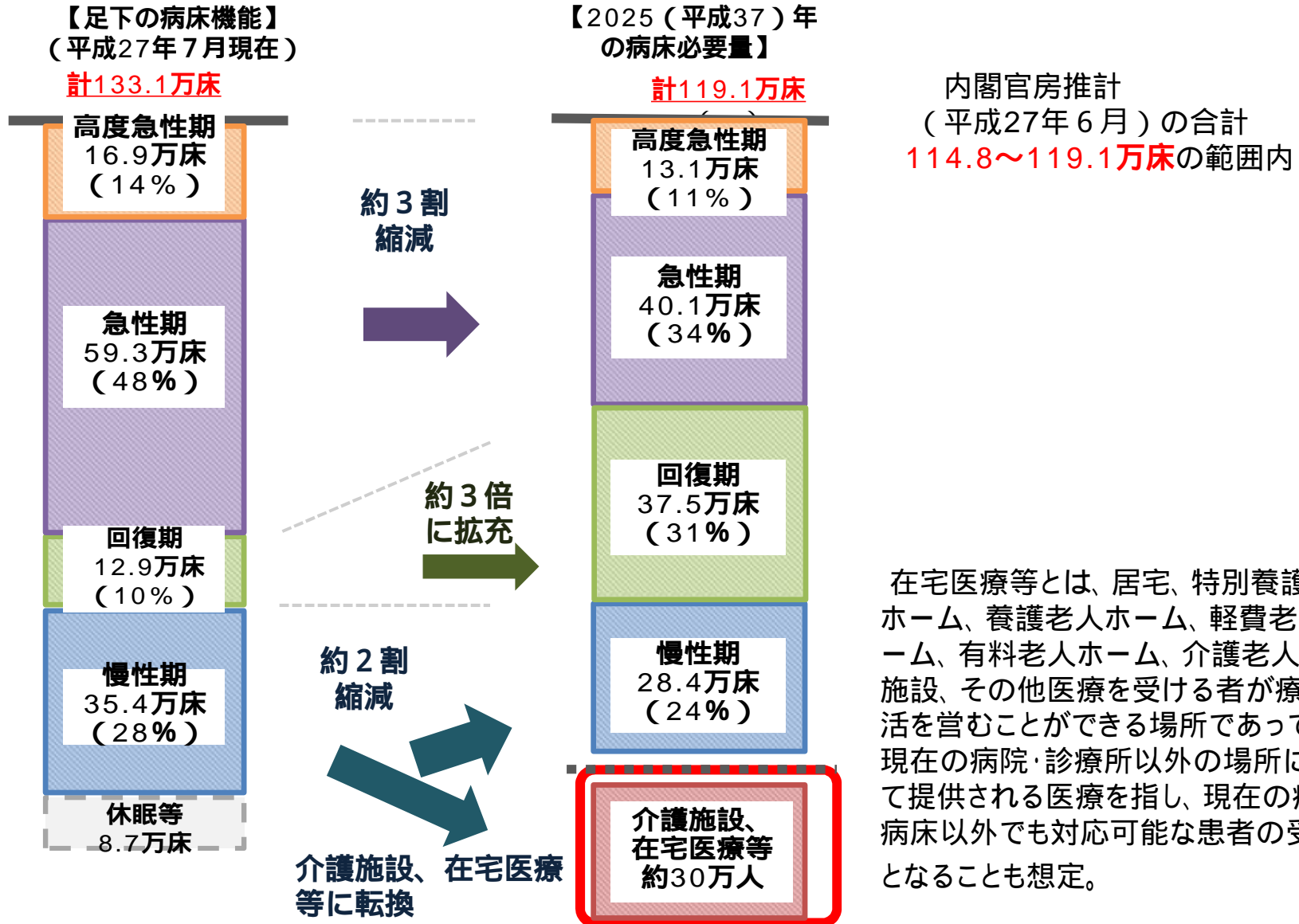
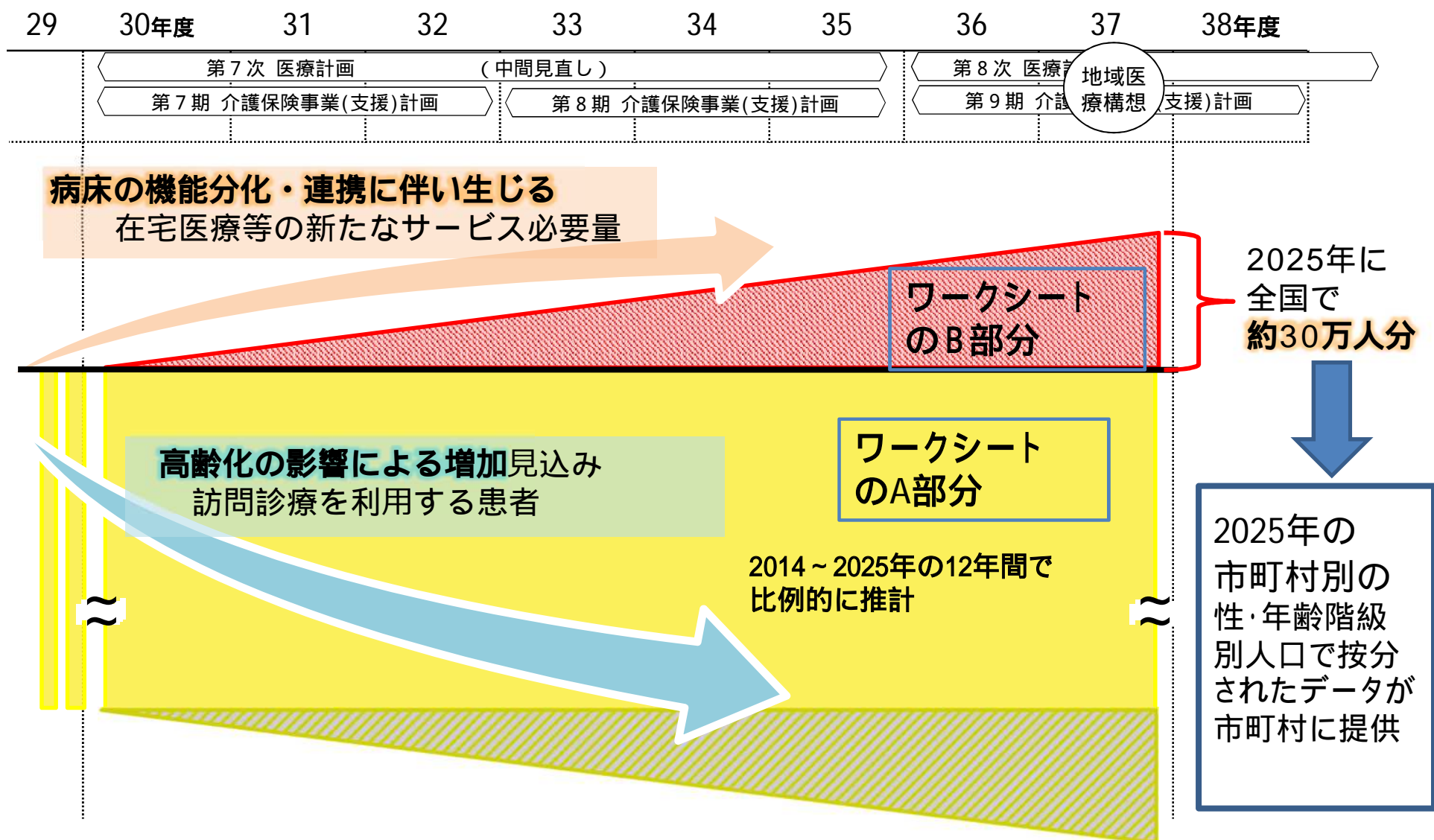


✓ 平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定をはじめ、今後の診療報酬改定・介護報酬改定において、病床の機能分化・連携の取組の後押し、介護施設、高齢者住宅、在宅医療等への転換等の対応を進める。

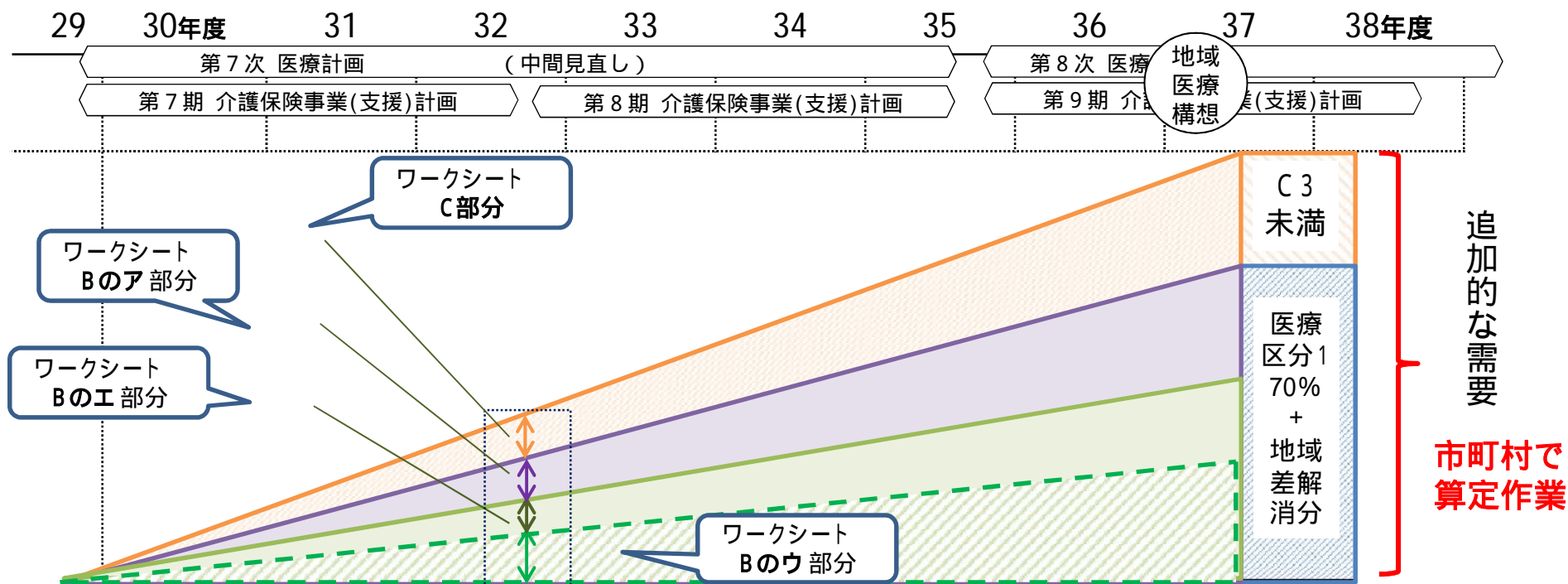


## 地域医療構想を踏まえた2025年における在宅医療等のイメージ

- ・ 2025年に向け、在宅医療や介護サービスの需要は、  
**「高齢化の進展」や「地域医療構想による病床の機能分化・連携」により増加**する見込み。
- ・ 需要の増大に対応する提供体制を **都道府県・市町村、関係団体が一体となり構築**していくことが重要。



# 医療計画、介護保険事業計画における目標・見込み量との関係



医療計画、介護保険事業（支援）計画におけるサービス需要の考え方	
	既存の介護療養型医療施設や医療療養病床が、介護医療院、老人保健施設又は特別養護老人ホームへ移行することにより、介護サービスが受け皿となる分（介護療養型医療施設については移行前後で介護サービスとしての受け皿であることに変わりはない）
	以外の介護施設・在宅医療等への移行、高齢化の動向に伴う需要増等について、 <b>介護医療院、老人保健施設又は特別養護老人ホーム</b> が受け皿となる分
	以外の介護施設・在宅医療等への移行、高齢化の動向に伴う需要増等について、 <b>在宅医療及び介護サービス（在宅サービス・居住系サービス）</b> が受け皿となる分 （既存の介護療養型医療施設や医療療養病床が、特定施設入居者生活介護等に移行する場合も含む）
	外来が受け皿となる分（介護サービスについては、利用者の状態像が明らかではなく必ずしも定量的な介護サービスの受け皿の推計ができるわけではない）

# サービス見込量・整備目標の算定に おいて市町村にお願いしていること

2025年における市町村別データのうち療養病床から在宅医療等の新たなサービス必要量について

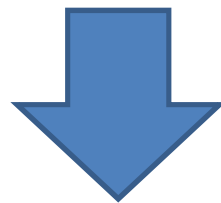
介護医療院等転換分以外について在宅で対応する部分と施設で対応する部分を算定

(入院中の患者の状態や退院後の行先を踏まえたものとする必要がある)

市町村の実情に応じてサービスの調整を行う

(在宅医療、介護の各受け皿で対応する量の合計が需要と整合的であること)

在宅と施設でどのように按分したか。どのように対応していくのか説明できるようにしておく



自治体間調整、医師会等含めた協議の場へ